

屋外広告物の手引き

亀岡市

平成27年10月

皆様のご協力をお願いします。

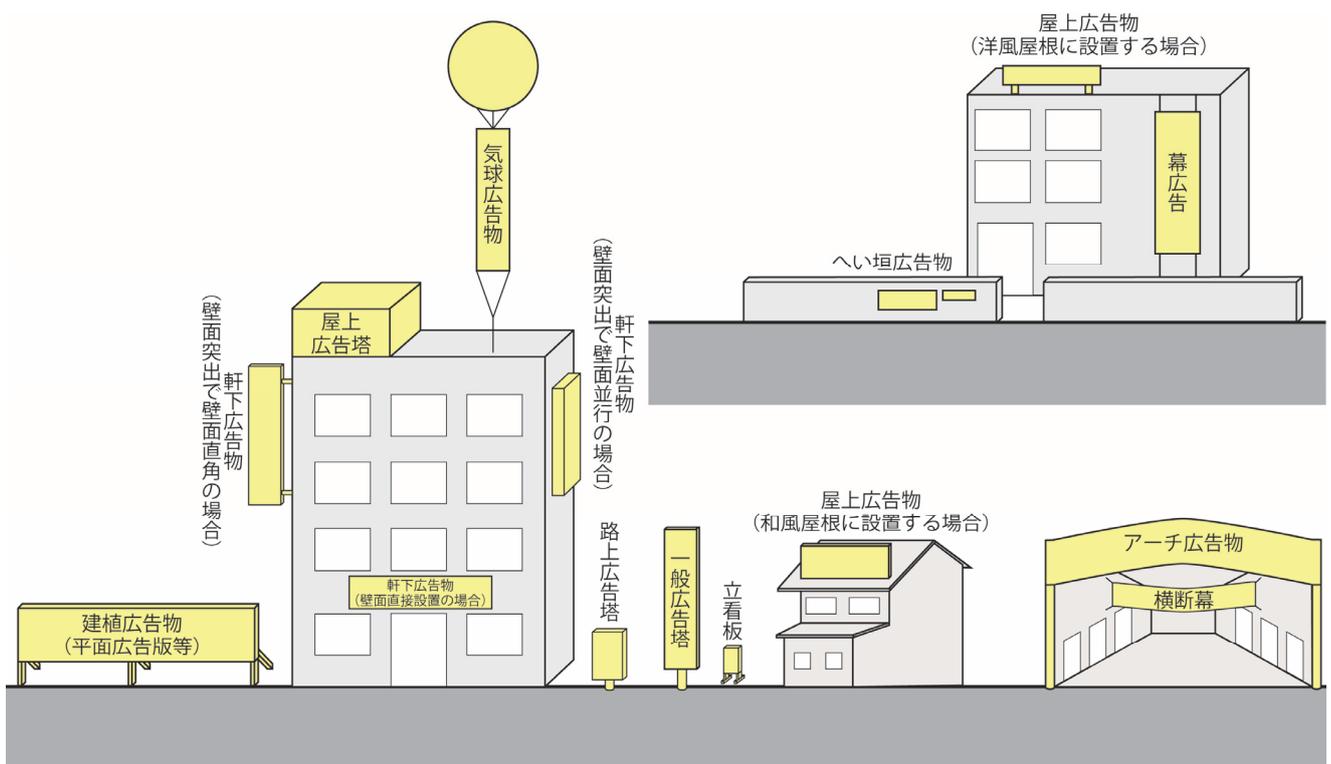
亀岡市では、豊かな自然環境と数多くの歴史的資産に恵まれ、落ち着いた風景と独特の風情を持つ街並みが市内の景観を構成していますが、看板などの屋外広告物が無制限、無秩序に表示された場合は、自然景観や街並みが損なわれたり、見る人に不快感を与えることもあります。また、設置方法の安全性に十分な配慮がなされていなければ、強風などで落下、倒壊し、歩行者や車両に大きな被害を及ぼす恐れもあります。

このようなことを防ぐため、本市では「屋外広告物法」、「京都府屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物を表示する場合に必要な規制を行っています。

本市の美しい景観を守るため、皆様のご協力をお願いします。

広告物とは

「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。



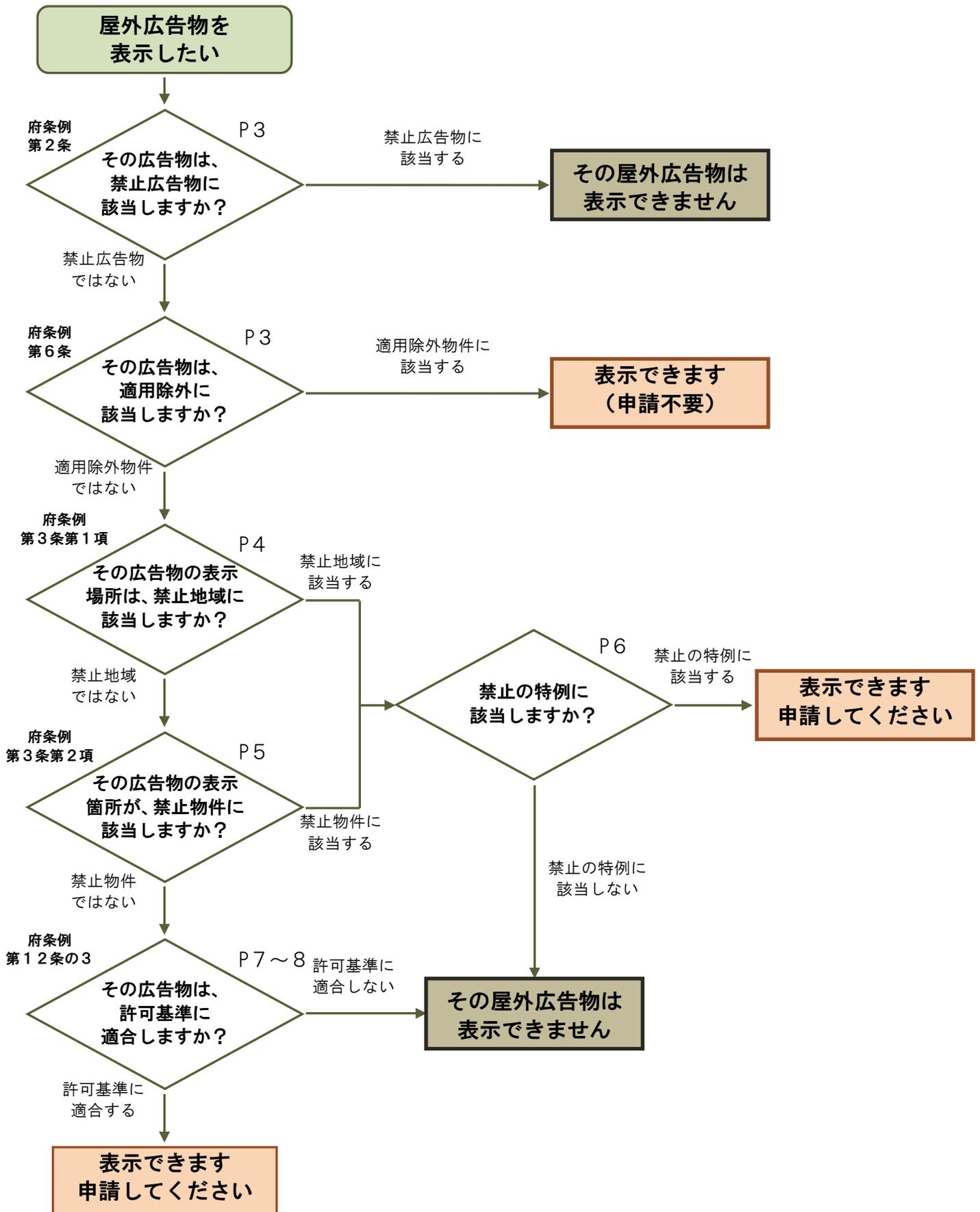
許可申請について

条例や規則の適用が除外される広告物以外は、すべて亀岡市の許可が必要になります。

新たに広告物を掲出しようとする場合や、現在、表示している広告物を変更する場合も許可が必要となります。

表示可能な広告物の判断フロー

屋外広告物を表示・掲出する際には、以下のフローに従い、掲出が可能か確認をしてください。



禁止広告物

次のいずれかに該当する広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することはできません。
(府条例第2条)

- ①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- ②著しく破損し、又は老朽したものの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるものの
- ④信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

適用除外の屋外広告物

以下の屋外広告物については、禁止地域、禁止物件への表示であっても設置可能で、許可も不要となります。
(府条例第6条第1項)

- ①法令の規定に基づき表示する広告物又は掲出物件
- ②国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は掲出物件
- ③公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件
- ④自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件で、1辺の長さが5m以下で、かつ表示面積が5㎡以下のもの（府条例施行規則第4条第1項）
- ⑤上記のほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、1辺の長さが5m以下で、かつ表示面積が5㎡以下のもの（府条例施行規則第4条第1項）
- ⑥冠婚葬祭又は祭札等のため、一時的に表示する広告物又は掲出物件
- ⑦講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件
- ⑧地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- ⑨公益上必要な施設又は物件に寄贈名等を表示する広告物で、表示面積が表示方向から見た場合の当該施設、又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下のもの（府条例施行規則第4条第3項）

次のいずれかに該当する広告物及び掲出物件で基準に適合するものは、許可を要しません。（府条例第6条第2項）（ただし、禁止地域・物件には掲出不可）

- ⑩速報その他これに類するもの
 - ア 表示面積は、0.5㎡以内であること。
 - イ 掲出期間を広告面に明記したものであること。
- ⑪はり紙その他これに類するもの
 - ア 表示面積は、0.25㎡以内であること。
 - イ 一辺の長さは、80cm以下であること。
 - ウ 掲出期間は、30日以内であること。
 - エ 掲出期間並びに掲出責任者の住所及び氏名を広告面に明記したものであること。
- ⑫政治資金規正法により届出を行った政治団体が表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板など

屋外広告物を表示できない場所（禁止地域）

「禁止地域」とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く求められる地域をいい、ここでは原則として自己用広告物や公共的な広告物以外の屋外広告物を設置できません（府条例第3条第1項）。主な禁止地域は以下の通りです。

①文化財保護法により指定された境域

- ・出雲大神宮、梅田神社、愛宕神社、金輪寺、宝林寺、延福寺、丹波国分寺跡附八幡神社跡、千歳車塚古墳など

②京都府文化財保護条例により指定された境域

- ・穴太寺、西山神社、金輪寺、法常寺、龍潭寺など

③保安林の地域

④官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所の建造物および敷地

⑤御陵、古墳、墓地およびこれらの周囲の区域

- ・周囲の区域は墓地などの境界線から50m以内の区域（府条例施行規則第1条）

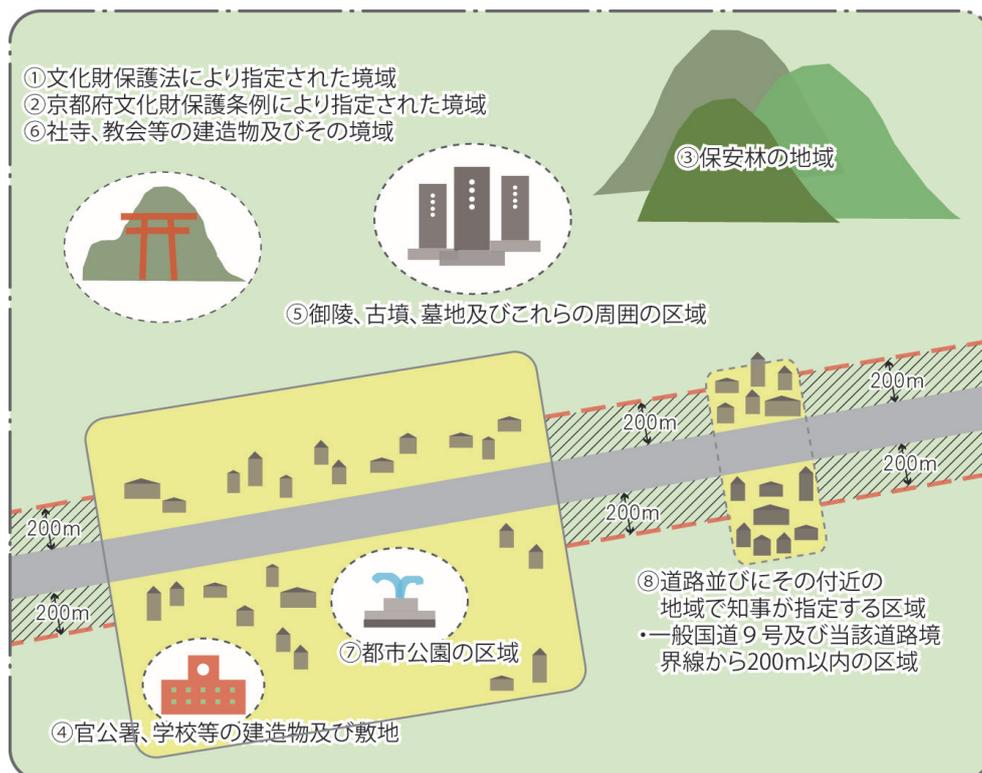
⑥社寺、教会、火葬場、葬祭場の建造物およびその境域

⑦都市公園の区域

- ・古世親水公園、南金岐雨蛙公園、鉄道歴史公園、大藪1号公園、大藪2号公園、山本ふれあい公園、ちとせ山公園、大成公園、大井西部公園、東つつじヶ丘公園、坂部公園、天川公園、野条公園、保津ヶ丘公園、河原町公園、西つつじヶ丘公園、三ツ辻公園、旭公園、ぐみ谷公園、ぐみ谷南公園、大日谷北公園、ひのき谷北公園、ひのき谷公園、吉川公園など

⑧道路並びにその付近の地域で知事が指定する区域

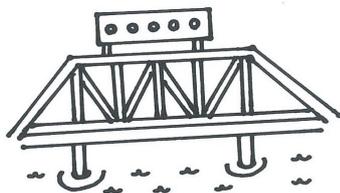
- ・一般国道9号（市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200m以内の区域（昭和40年京都府告示第1号）
- ・市街地とは、市街化区域・家屋が連担する地域



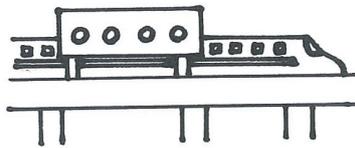
屋外広告物を表示できない物件（禁止物件）

「禁止物件」とは、屋外広告物を掲出・設置できない物件のことをいい、以下のような物件が該当します（府条例第3条第2項）。

- ①街路樹及び路傍樹
- ②橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- ③石垣及び擁壁の類
- ④信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標及び駒止めの類並びに里程標の類
- ⑤電柱及び街灯柱
- ⑥消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑦郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ⑧送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑩銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑪景観法に指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑫道路の路面（府条例第3条第3項）



（橋りょう）



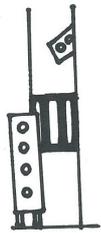
（高架構造物）



（街路樹）



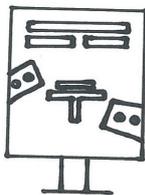
（彫像）



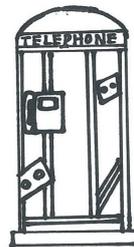
（電柱）



（街灯柱）



（郵便ポスト）



（電話ボックス）



（消火栓）



（道路標識）

禁止の特例

以下のいずれかに該当する広告物又は掲出物件は、市長の許可により表示し又は設置することができます。

禁止に対する特例（府条例第5条第1項）

禁止地域、禁止物件を問わず、市長の許可により設置が可能です。

- ①公益上やむを得ないもの
- ②看板その他慣例上やむを得ないもの
- ③禁止地域、物件のうち知事が指定する場所

建植広告物・・・ 指定場所なし

街灯柱広告物・・・ 指定場所なし

電柱広告物・・・ 府道王子並河線のうち安町、北町、内丸町、旅籠町、横町、新町の範囲
府道亀岡園部線のうち古世町の範囲
府道亀岡停車場線のうち追分町の範囲
（昭和40年京都府告示第2号）

<許可基準>（亀岡市屋外広告物の規則に関する基準等を定める規則第4条）

縦1.2m、横50cm、下端の高さは地上から1.5m

鉄板巻付広告物であること、区間毎に1個

色彩・意匠は簡素、ペンキ塗装

禁止地域に対する特例（府条例第5条第2項）

禁止地域のみ、知事の許可により設置が可能です。（禁止物件には不可）

- ①道標、案内図板その他公共的目的を有し、若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件
- ②自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件（適用除外の広告物（P3）の④を除く）

市域共通の許可基準

亀岡市の市域全域で共通の許可基準は以下の通りです。

項目	許可基準	許可期間
路上広告塔	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが2 m以下であること。 	3年
屋上広告塔	<ul style="list-style-type: none"> ● 永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から4.6 m以下であること。 	3年
一般広告塔 (立体広告等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが木造の場合にあつては地上から1.0 m以下、その他の場合にあつては地上から3.0 m以下であること。 ● 道路の交差点から2.0 m以上離れた箇所に設置するものであること。 (場合によっては、許可できることもあります。詳しくは、お問い合わせください。) 	3年
軒下広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路上に突出しないものであること 《壁面直接設置の場合(直描含む)》 ● 表示面積が設置壁面の面積の2分の1以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。 《壁面突出で壁面並行の場合》 ● 表示面積が設置壁面の3分の2以下で、かつ、2.0 m²以下で長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。 《壁面突出で壁面直角の場合》 ● 表示面積が1.0 m²以下で設置壁面から垂直方向に1 m以上突出しないものであること。 	3年
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 永久構造物であること。 ● 屋根面に直描しないものであること。 《洋風屋根に設置する場合》 ● 縦が3 m以下で、横の長さが屋根幅を超えないものであること。 《和風屋根に設置する場合》 ● 縦が2 m以下で、横の長さが屋根幅を超えないもので、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないものであること。 	3年
立看板	<ul style="list-style-type: none"> ● 縦は2 m以下で、横は1 m以下であること。 ● 高さが30 cmの脚を有するものであること。 ● 掲出期間は、30日以内であること。 ● 道路上に設置しないものであること。 	30日
建植広告物 (平面広告板等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積は3.0 m²以内であること。 ● 上端の高さは、地上から6 m以下であること。 ● 形状は、著しい変形でないこと。 ● 上下2段以上の複合でないこと。 	3年
へい垣広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面の面積の2分の1以下であること。 ● 上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと。 ● 2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さのものであること。 ● へい垣面に直描しないものであること。 	3年

項目	許可基準	許可期間				
アーチ広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告面の縦は、2 m以下であること。 ● 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。 	3年				
気球広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 気球は球型で、直径3 m以下であること。 ● 綱の長さは、4.5 m以下であること。 ● ネット面に広告物を設置するものであること。 ● 補助網を用いるものであること。 	3年				
横断幕	<ul style="list-style-type: none"> ● 縦は1 m以下であること。 ● 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。 	3年				
幕広告	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅は1.5 m以下で、長さは1.1 m以下であること。 ● 幕は布地を用いること。 	3年				
はり紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積は1 m²以内であること。 ● 一辺の長さは、1 m以下であること。 ● 掲出期間は、30日以内であること。 ● 形状は、著しい変形でないこと。 	30日				
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩とする。 	—				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示部の下地の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全ての色相</td> <td>10以下</td> </tr> </table>	使用する色相	彩度	全ての色相	10以下	—
使用する色相	彩度					
全ての色相	10以下					

湯の花温泉景観形成地区の許可基準

湯の花温泉景観形成地区では、市域共通の許可基準に加え、以下の項目の基準を設けています。

項目	許可基準
規模・位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の過半を広告塔化することを避ける。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物や地域景観との調和を図る。 ● 地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ● 文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする。 ● 激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。

屋外広告物を表示するときの手続

亀岡市全域で屋外広告物を表示する場合は、亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課へ次の書類を提出し、必ず許可を受けてから表示してください。ただし、許可を必要としない広告物もありますので、詳しくは都市計画課におたずねください。

屋外広告物許可申請書（2通）	種類・数量、表示期間、位置（見取）図・取付（写真）図・意匠、配色図などの欄については記入しないでください。
各種図面（建物に設置する場合は、当該建物の立面図も必要です。）	
・ 位置図	広告物を設置する場所およびその付近の状況が分かる図面
・ 取り付け図	敷地内の広告物の位置や取付状況が分かる図面
・ 設計図	広告物の意匠、配色、材質、形状、寸法、構造の分かる図面
土地・建築物などの管理者、地権者の許可書または使用承諾書などの写し（自己の所有物件、事業所、営業所以外で掲出する場合に必要です。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物を表示する掲出物件の高さが4 mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。（屋外広告物許可申請書に写しの添付が必要ですが、許可後に提出いただいてもかまいません。） ・ 広告物を道路上に表示、設置する場合は、道路法に基づく道路占用許可と道路交通法に基づく道路使用の許可が必要です。（屋外広告物許可申請書に写しの添付が必要です。） ・ 広告物を表示、設置する場合は、上記法令以外の規制を受けることがありますので注意してください。なお、許可期間の更新をする場合は、期間満了日までに継続の申請手続きを行ってください。 ・ 許可基準は広告物の種類ごとに異なりますので、必ず事前に都市計画課で確認してください。 	

お問い合わせ：都市計画課

TEL：0771-25-5046 FAX 0771-23-5000

E-mail：kensetsu-soumu@city.kameoka.lg.jp

URL：http://www.city.kameoka.kyoto.jp

（申請様式は、ホームページからダウンロードできます。）

許可手数料

屋外広告物の許可を受ける場合には、広告物の種類に応じ、次の手数料が必要です。

なお、手数料は納付書により指定金融機関で納付してください。

種類	単位	金額
屋上広告物、アーチ広告物及び 広告塔の類	1基または1個につき 広さ5平方メートルまで	1,500円
	広さ5平方メートルを超える部分につき 5平方メートルまでごとに	750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告 物、その他の広告物の類	1枚、1基または1個につき 広さ5平方メートルまで	1,000円
	広さ5平方メートルを超える部分につき 5平方メートルまでごとに	500円
気球広告物	1個につき	750円
横断幕及び幕広告	1張につき	250円
電柱広告物、街灯柱広告物	1個につき	250円
立看板、はり札、導標識、スタンド、 その他これらに類するもの	1個につき	250円
はり紙	100枚までごとに	300円

車両広告については、京都府へお問い合わせください。

京都府建設交通部都市計画課 TEL 075-414-5328